

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示するとともに、当該届出に係る書類については、一般の縦覧に供する。

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに阪南市長に意見書を提出することができる。

平成29年3月7日

阪南市長 水野 謙二

## 1 届出の概要

### (1) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

### (2) 大規模小売店舗の所在地及び名称

阪南市黒田453番地1

スーパーエバグリーン阪南店

### (3) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び名称並びに代表者の氏名

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡 聖司

### (4) 変更年月日

氏名又は名称 平成27年2月21日

住所 平成22年5月28日

## 2 届出年月日

平成29年2月28日

## 3 届出に係る書類の縦覧の期間及び場所

### (1) 縦覧の期間

平成29年3月7日から同年7月7日まで

### (2) 縦覧の場所

阪南市尾崎町35番地の1

阪南市役所市民部商工労働観光課

## 4 意見書の提出先

〒599-0292 阪南市尾崎町35番地の1

(TEL (072)471-5678)

阪南市役所市民部商工労働観光課